

豊明市議会通年議会実施要綱

(総則)

第 1 条 この要綱は、豊明市議会基本条例（平成 23 年豊明市条例第 12 号）第 5 条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第 2 条 会期は、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。

(会議の種類等)

第 3 条 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開会議会 定例会の招集により開く会議
- (2) 定例月議会 定例的に開く会議
- (3) 緊急議会 市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議

2 前項各号に定める各会議の期間を議会期間という。

(開会及び再開)

第 4 条 定例会は、5 月に開会し、定例月議会ごとに再開する。

2 市長又は議員から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった翌日から原則 7 日以内に定例会を再開しなければならない。

(会議の呼称)

第 5 条 定例会は、開会する年を冠して呼称する。

2 各会議は、開会又は再開する年及び各会議ごとの呼称とする。

3 定例月議会は、3 月、6 月、9 月及び 12 月の各定例月議会と呼称する。

4 同一の月内に議会期間の異なる緊急議会が 2 回以上開催されるときは、2 回目以降についてはその月の回数を記して呼称する。

(議案等の提出)

第 6 条 議員提出議案及び市長提出議案等は、暦年ごとに議案の種別

により一連の番号を付けるものとする。

- 2 市長提出議案等は、定例月議会の7日前までに提出しなければならない。ただし、緊急な議案等の審議が必要な場合はこの限りでない。

(議事日程の作成)

第7条 議事日程は、議会期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

(一般質問及び代表質問)

第8条 一般質問は、定例月議会ごとに行うものとする。ただし、代表質問は、3月定例月議会において行うものとする。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会は、必要な手続きを経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。ただし、議会期間中は、付託された議案等の審査を優先しなければならない。

(会議録)

第10条 会議録は、議会期間ごとに調製するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、事前に市長と議会が協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。